

お知らせ

【国民年金】付加保険料を納付しませんか

平成22年度の老齢基礎年金は、40年間保険料を納めた場合に年792,100円となりますが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

毎月の保険料（平成22年度は15,100円）に400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加保険料を納付できる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・国民年金任意加入者

※国民年金保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金の加入者は納付できません。

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算され、2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れます。

なお、65歳より前に繰上げ受給または66歳より後に繰下げ受給する場合、付加年金も老齢基礎年金の減額率・増額率に心じて減額・増額されます。

付加保険料の納付は、お申し込

みいただいた月分からとなります。後日、年金事務所から納付書を送付します。

市民課高齢者医療年金係

☎1142

電話予約で休日に「証明書」が受け取れます

事前に電話予約をすることで、休日でも証明書を受け取ることができます。

対象となる証明書

- ・住民票の写し（申請者は本人または同一世帯員）
- ・印鑑登録証明書（申請者は本人または代理人）

電話予約受付時間

月曜日から金曜日
午前8時半から午後5時15分
(休日除く)

休日証明交付日時

土・日・祝日の午前8時半から午後5時15分まで
(12月29日から翌年1月3日を除く)

予約・問い合わせ先

市民課窓口サービス係

- 山武出張所 ☎(80)1141
- 蓮沼出張所 ☎(86)3111
- 松尾出張所 ☎(80)7117

「写真付き住民基本カード」はお持ちですか

「写真付き住民基本カード」は、写真のほか、氏名・生年月日・性別・住所が記載されており、顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方には運転免許証などと同様に、公的な身分証明書としてご利用できますので、大変便利です。

「写真付き住民基本台帳カード（住基カード）」交付までの流れ

1. 住基カードの申請場所

市民課および各出張所

必要なもの

写真1枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景のもので縦4.5cm、横3.5cm）

※本人確認がしにくいと判断した写真はお断りする場合もございませのでご了承ください。

※デジタルカメラでの撮影を希望される場合は、申請の際にお申し出ください。（※各出張所では撮影は行っておりません）

2. 照会書の送付

申請受付後、住民基本台帳カード交付通知書兼照会書を住所地に送付します。

3. 住基カードの交付

2の照会書が届きましたら、必要事項を記入し、申請された窓口にお越しください。

交付場所 申請された窓口

必要なもの

- ・住民基本台帳カード交付通知書兼照会書（必ず回答書に記入の上お越しください）
- ・本人確認書類（健康保険証など）
- ・交付手数料 500円

※顔写真付きの身分証明書をお持ちの方は交付手順が異なりますので、お問い合わせください。

市民課窓口サービス係

☎(80)1141

